

時間外労働と労働時間管理の諸問題・長時間労働による労災認定と使用者の安全健康管理義務

4月1日から中小企業にも適用となる1ヵ月60時間超の時間外労働に対して高額割増による残業規制が始まります。企業においては近年の一律ではない多様な雇用形態、勤務体系の中でどのようにこれに対処していけば良いか。適正な労働時間管理をどう行えば良いのか。また、長時間労働による労災に関する使用者の安全配慮義務はどこまで問われ、どう防止していけば良いのかについて、労働法の第一人者である安西弁護士が、これら人事・労務管理上の諸問題への対応について分かり易く、明快に解説いたします。

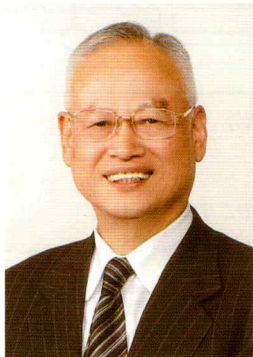
経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々などにご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

日時 令和5年 3月13日(月) 13時30分～16時30分

場所 高松商工会議所会館 5階 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)

講師 安西法律事務所 弁護士 ^{あんざい} 安西 ^{まさる} 愈 氏

講師紹介



昭和33年 高松商業高校卒業後、香川労働基準局に入局。昭和39年 労働省労働基準局 監督課へ配置換え、昭和43年 勤務中に司法試験合格、昭和44年 労働省退職、昭和46年 弁護士登録、現在に至る。

この間、第一東京弁護士会副会長(昭和60年)、中央大学講師(昭和62年～平成15年)、東京地方最低賃金審議会会長(平成11年～24年)などを歴任、第一東京弁護士会労働法制委員長(平成17年～)、東京三弁護士会労働訴訟等協議会議長(平成27年)

【著書】

「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」、「人事の法律常識」、「新版 労働者派遣法の法律実務」 など多数

講座内容

第1. 4月からの1ヵ月60時間超の割増率改正 — 高額割増による残業規制へ —

- ・ 1ヵ月60時間超の時間外労働の割増率の引上げとは
- ・ 1ヵ月60時間超には法定休日労働時間は含まない
- ・ フレックスタイム制、テレワークの場合
- ・ 社員に対する60時間以上の残業禁止命令は ほか

第2. 加算割増賃金部分の代替休暇制の適用は — 時間年休活用による休息日も —

- ・ 加算割増賃金に代わる休暇とは
- ・ 代替休暇制の労使協定とは
- ・ 代替休暇の換算率、単位(1日、半日)、付与期間
- ・ 代替休暇日の出勤は命ぜられるか ほか

第3. 労働時間管理の適正化と記録の必要性は — 退職者からの未払割増賃金・付加金請求と3年の時効 —

- ・ 拘束時間と実働時間の違い
- ・ 使用者の労働時間の把握 ・ 記録義務と責任
- ・ 労基法上の労働時間をめぐるとの問題
- ・ 管理監督者の社内制度と労基法の管理監督者の差異 ほか

第4. 長時間労働と労災認定・使用者の安全健康配慮義務は — 労働者の自己の健康保持・管理の重要性は —

- ・ 使用者は長時間労働問題の厳しさの理解を
- ・ 経営トップへの責任追及の流れ
- ・ 長時間労働は人権侵害か — それ自体に慰謝料も
- ・ ストレスチェック制の活用 ほか

申込要領

申込方法・支払方法

・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、**3月6日(月)**までにFAXまたはメールに必要事項を記載のうえ、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。

・準備の都合上、**3月6日(月)**以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。

・お手数ですが、下記口座まで参加費をお振込み下さるようお願いします。**お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。**なお、恐れ入りますが、**振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。**

※3密にならないよう感染防止対策を行ったうえで開催いたします。皆様におかれましてもマスク等の準備をお願いいたします。

参加費・振込先

《参加費》(1名につき)

香川県経営者協会・香川県社労士会、 労働法ビジネスセミナー会員	10,000円 (資料代等を含みます)
会員外	12,000円 (")

《振込先》

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座(普通)	1233480	3503823
名義(共通)	香川県経営者協会	

お申込み・お問い合わせ

香川県経営者協会

「令和4年度 労働法実践セミナー」係

(担当:谷口)

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号

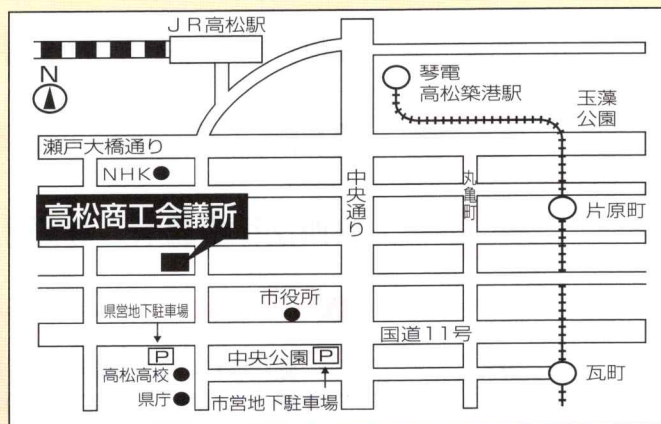
TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

個人情報の取扱について

(1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。

(2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

会場案内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

※会場には駐車スペースはありませんのでご了承ください。

令和 年 月 日

FAX : 087-825-9274

メールアドレス : toiwase@kagawakeikyo.jp

香川県経営者協会 行き 「令和4年度 労働法実践セミナー (安西弁護士)」 参加申込書

会社・団体名 _____ 所在地 〒 _____

申込責任者(所属・役職) _____ 氏名 _____

TEL () _____ FAX () _____ ●請求書(要・否)

	所属・役職名	氏名	参加方法及びメールアドレス
会員・ 会員外			会場参加・オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:
会員・ 会員外			会場参加・オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:
会員・ 会員外			会場参加・オンライン参加 (いずれかに○) アドレス:

参加費 円× 名= 円(銀行 月 日振込予定) ※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしご利用ください。